

定 款

令和7年8月

特定非営利活動法人 日本ベテランズ倶楽部

第一章 総則

第一条(名称)

この法人は、特定非営利活動法人日本ベテランズ倶楽部と称する。

第二条(事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都中央区銀座五丁目15番1号に置く。

2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を静岡県掛川市亀の甲一丁目3番1号に置く。

第三条(目的)

この法人は、超高齢化社会に向かいつつある我が国において、元気で活動する中高年および高齢者の生活を更に充実させるような活動および事業を行うことを目的とする。

そのために、中高年および高齢者向けに職業生活に関するセミナーおよび講演を開催し、就労のための技術指導を行う。また、中高年および高齢者向けの住まいに関する調査および研究を推進し、それを生かした住宅の管理と運営事業を行う。さらにこれらの目標を達成すべく啓蒙活動と広報事業を行う。

また、万が一にも自立自活の意志に反して健康を害し、医療サービスおよび生活介護サービスを必要となった場合は施設に収容し、健康回復を支援しつつ介護および回復訓練を行うことができる環境を提供し、医療・福祉・介護のサービス向上を支援すると同時に公共の福祉に寄与することを目的とする。

第四条(特定非営利活動の種類)

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進の図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

第五条(事業の種類)

この法人は、第三条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る活動として次の事業を行う。

- (1) 中高年と高齢者の生活を充実させるための啓蒙および広報事業
- (2) 中高年と高齢者の健康維持や医療に関するセミナーおよび講演事業
- (3) 中高年と高齢者の職業生活に関するセミナーおよび講演事業
- (4) 中高年と高齢者に対する就労のための技術指導に関する事業
- (5) 中高年と高齢者のための住まいに関する調査と研究および講演事業
- (6) 中高年と高齢者のための住宅の管理および運営事業

第二章 会員

第六条(会員の種類)

この法人の会員は、次の4種とし、正会員および準会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 準会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (3) 団体会員 この法人の目的に賛同して共同事業を行える企業、団体
- (4) 賛助会員 当会の目的達成を支援する企業、団体、個人

第七条(入会および会費)

この法人の正会員、準会員、団体会員および賛助会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会長は、前項の入会申込者が、第三条に定めるこの法人の目的に賛同し、第四条に定める活動および第五条に定める事業に協力できる者と認めるときは、正当な理由がない限り入会を承諾し、入会申込者に対してこれを通知するものとする。

3 会員は別に定める年会費を各年度始めに納めなければならない。

第八条(退会)

会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものと見なすことができる。

- (1) 本人が死亡し、または団体会員および賛助会員である団体が解散したとき
- (2) 会費を1年以上滞納し、催告に応じないとき

第九条(除名)

会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款または規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

第十条(会費等の不返還)

この法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第三章 役員

第十一条(役員の種類および定数)

この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
- (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を会長、1人を副会長、1人を事務局長とする。

第十二条(選任等)

理事および監事は総会で選任する。

- 2 会長および副会長は、理事会において理事の互選により定める。
- 3 事務局長は、会長が理事の中から指名する。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第十三条(職務)

会長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

- 2 副会長は、会長の実務を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、理事会の議決に基づき、この会の事務を統轄する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

第十四条(任期等)

役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第十一条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

第十五条(解任)

理事が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

第十六条(報酬等)

役員報酬に関しては、総会で定めるものとする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

第十七条(顧問)

この法人に顧問20人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者またはこの法人に功労のあった者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営に関して会長および理事の諮問に答え、または会長および理事に対して意見を述べる。

4 第十四条第1項の規定は、顧問について準用する。

第四章 会議

第十八条(会議種別)

この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

第十九条(会議の構成)

総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

第二十条(会議の権能)

理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画および収支予算の作成並びにその変更

(2) 会費の額

(3) 理事の選任、解任、報酬、職務

(4) 総会に付すべき事項

(5) その他この法人の運営に関する必要事項

2 総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に規定するもののほか、理事会が総会に付すべき事項として議決したことを議決する。

第二十一条(会議の開催)

通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長ないし副会長が必要と認め招集の請求があった場合

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第十三条第5項第4号の規定に基づき、監事から招集の請求があった場合

3 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 理事の現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

第二十二條(招集)

總會および理事会は会長が招集する。

2 總會を招集する場合は、日時および場所ならびに會議の目的たる事項およびその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会日の少なくとも5日前までに発して行われなければならない。

3 理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに會議の目的たる事項およびその内容を示した書面または電磁的方法をもって、開会日の少なくとも5日前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、会長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

4 前条第2項または第3項第2号の請求があった場合は、会長又は副会長は速やかに會議を招集しなければならない。

第二十三條(會議の運営方法)

總會および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

第二十四條(定足数)

總會は、正会員が過半数以上出席した場合に開会する。

2 理事会は、理事の過半数以上が出席した場合に開会することとする。

第二十五條(議決)

總會および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 總會および理事会において、第二十一条第2項または第3項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害關係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

第二十六條(書面表決等)

總會または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法または代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を會議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する構成員は、第二十四条および前条第1項の規定に適用については出席したものとみなす。

第二十七条(理事会の書面等による議決)

会長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事全員が書面または電磁的方法により賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

第五章 資産および会計

第二十八条(資産の構成)

この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

第二十九条(事業年度)

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第三十条(事業計画および収支予算)

この法人の事業計画および収支予算書は、会長の指示のもとで事務局長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

2 事業計画および収支予算の変更は、理事会の議決を経て行う。

第三十一条(業務報告および決算)

この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録および貸借対照表は、会長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

第六章 定款の変更、解散等

第三十二条(定款の変更)

この定款は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第二十五条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第三十三条(解散)

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 社員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 特定非営利活動促進法第四十三条の規定による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

第三十四条(合併)

この法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第三十五条(残余財産の帰属先)

この法人が解散の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または社団法人、財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第七章 雑則

第三十六条(事務局)

この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、副会長が別に定める。

第三十七条(公告の方法)

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。

第三十八条(実施規則)

この定款の実施に関しては必要な規則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人設立当初の会員の年会費は、第七条の規定にかかわらず、以下の金額とする。
 - (1) 正会員 24,000円
 - (2) 準会員 12,000円
 - (3) 団体会員 600,000円
 - (4) 賛助会員 一口を100,000円とし、申し込み口数に応じた金額
- 3 この法人の設立当初の役員は、第十二条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

会 長	前 田 耿 史
副会長	西 郷 正 昭
理 事	松 本 克 敏
理事・事務局長	田 村 倫 子
監 事	八重樫 みどり
- 4 この法人設立当初の役員の任期は、第十四条の規定にかかわらず、法人成立の日から、平成14年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第二十九条の規定にかかわらず、法人成立の日から、平成14年3月31日までとする。
- 6 この法人設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第三十条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。